

議案第 33 号

天理市税賦課徴収条例の一部改正について

天理市税賦課徴収条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 3 年 6 月 10 日提出

天理市長 並 河 健

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和 29 年 7 月天理市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条第 2 項、第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 前条ただし書の規定による改正後の天理市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。